

## 2) 復興まちづくりと防潮堤計画の関係

行政が防潮堤計画に際して重視した点は、他地区で多かった「天端高」よりは、①前後の土地利用、②漁業への影響、③観光への影響、④景観への影響、⑤日常生活への影響等と、他地区ではあまり重視されていない、③観光への影響、④景観への影響については、関上地区が県都仙台市に近接し、定期朝市に多くの利用者を呼ぶ都市近郊観光地としての一面を持つことと、長大な砂浜海岸を有する景勝地であったことに起因するものと思われます。



(復興した関上朝市)

防潮堤整備計画に関する住民説明に向けた具体的計画立案が開始されたのは、震災から2年後の平成25年3月から平成27年の3月末までの期間であり、復興まちづくり方針の試行錯誤が防潮堤計画にも影響しています。この2年間の計画立案過程で、住民代表者からの意見聴取は1回のみで、ほぼ行政主体で計画を策定しています。

一方、住民説明会は、計画案策定過程の平成26年5月頃から始まりましたが、①防潮堤自体の計画内容を説明すると同時に、②復興まちづくりに関する土地利用計画や高台移転計画、③防潮堤が漁業や観光・景観・日常生活に与える影響等についての一括的な説明が行われるており、具体的な用地買収に関する説明については、計画がより具体化してからのプロセスと認識されています。

説明に当たっては、設計図面（平面図・断面図）の他に、フォトモンタージュやパース等も説明ツールとして活用されています。

住民参加の反映として、防潮堤背後で朝市が毎週日曜日に開催されているため、朝市代表者から「朝市の来訪客に海が見えるように工夫して欲しい」といった要望を踏まえ、一部区間の防潮堤背後を嵩上げし、眺望、景観に考慮する配置が選択されています。

一方、行政は、防潮堤計画に関する住民説明に際して、説明対象者が誰になるのか（震災前までの居住者と現在仮設住宅に居住している住民等）が明確でなく、加えて、対象者への連絡文書の送り先について時間を要してまったという現実もあります。

### (住民の動き)

#### ①被災前の住民自治の概要

関上地区には津波は来襲しないという言い伝えや実績から、住民の津波に対する危機意識は低かったのですが、宮城沖地震予測のマスコミ報道や、居住地前面の関上漁港が外洋に面して怖いという住民の声が発端となり、町内会に防災部が発足(平成7年)しました。発足後は、年1回の防災訓練(費用は町内会費で賄った)を行ってきた経緯があり、年々、訓練項目を増やしていった経緯が

あります。平成 17 年頃に自主防災組織設立の機運が高まる中、町内会では、いち早く組織を立ち上げ、独自の避難マップを作成し、全戸に配布しました。避難標識や防災無線の設置の働きかけや、防災教育の実施なども町内会が担い、閑上地区はベッタウンとして新規居住者の多い地区であったため、「あいさつができる関係」を構築しようと町内会が主体となって様々なイベントが開催されていました。そのような日常的な活動の蓄積により、多様な職業・立場の住民が混住する割には、共同体意識や防災活動にもともと熱心な地域でした。

## ②復興まちづくりと防潮堤計画に関する住民参加の総括

津波で家屋などが流された世帯が 2100 世帯(5700 人)いましたが、現在は、755 世帯(2100 人)規模のまちづくりを目標に区画整理事業を行っています。

このような状況の中、防潮堤計画、復興まちづくり計画についても、行政とカウンターパートとして話し合う主体が明確にならない(どこに今住んでいるのか、どう連絡していいのか分からない)状態の中、もともと第 1 防潮堤はなかったのですが、TP+7.2mの高さの防潮堤をつくることに関しては、反対運動のような動きはありませんでした。これは、かつてのコミュニティを支えた町内会の代表者と行政の協議の蓄積があったことが大きいと思われます。また、漁業者にとっても、当地の漁場自体が沖合 4 kmほどに形成されることから、沿岸の防潮堤整備と漁場との直接的な影響は少なかったため、異論は出ませんでした。

一方、第 2 防潮堤堤防については、前述したように、朝市の景観が変わってしまうことを懸念する声があがったため、管理者は次善の策を関係者に提示・説明することで、了承を得ています。

### 参考 1-3 宮城県気仙沼市宿舞根地区【Ⅲ型：内湾性V字湾タイプ（湾奥・側湾）】

宮城県気仙沼市宿舞根地区の漁港海岸のうち、藤浜南，藤浜北，浦の各地区と新規海岸事業についてはL1防潮堤（TP+9.9m）が、実吉地区は原形復旧（TP+2.6m）、西舞根地区は原形復旧（TP+3.2m）が採用されています。

当初マスコミ報道等で、カキ養殖漁家を始め、住民の防潮堤反対運動が取りざたされた経緯がありますが、気仙沼市は、宮城県の方針（※守るべきものがある海岸にはL1防潮堤整備）を遵守した結果、殆どの家屋が高台移転した地区については、防潮堤は道路の防御のために内陸に引いたかたちで整備され、道路等守るべき施設等がある地区についてはL1防潮堤が整備されるなど選択的に計画されています。

その結果、住民の反対運動の大きかった舞根湾については、防潮堤のない自然海岸が残っており、カキ養殖業者等にとって稚貝のナーサリーの海である舞根湾岸の自然環境は守られる結果となっています。

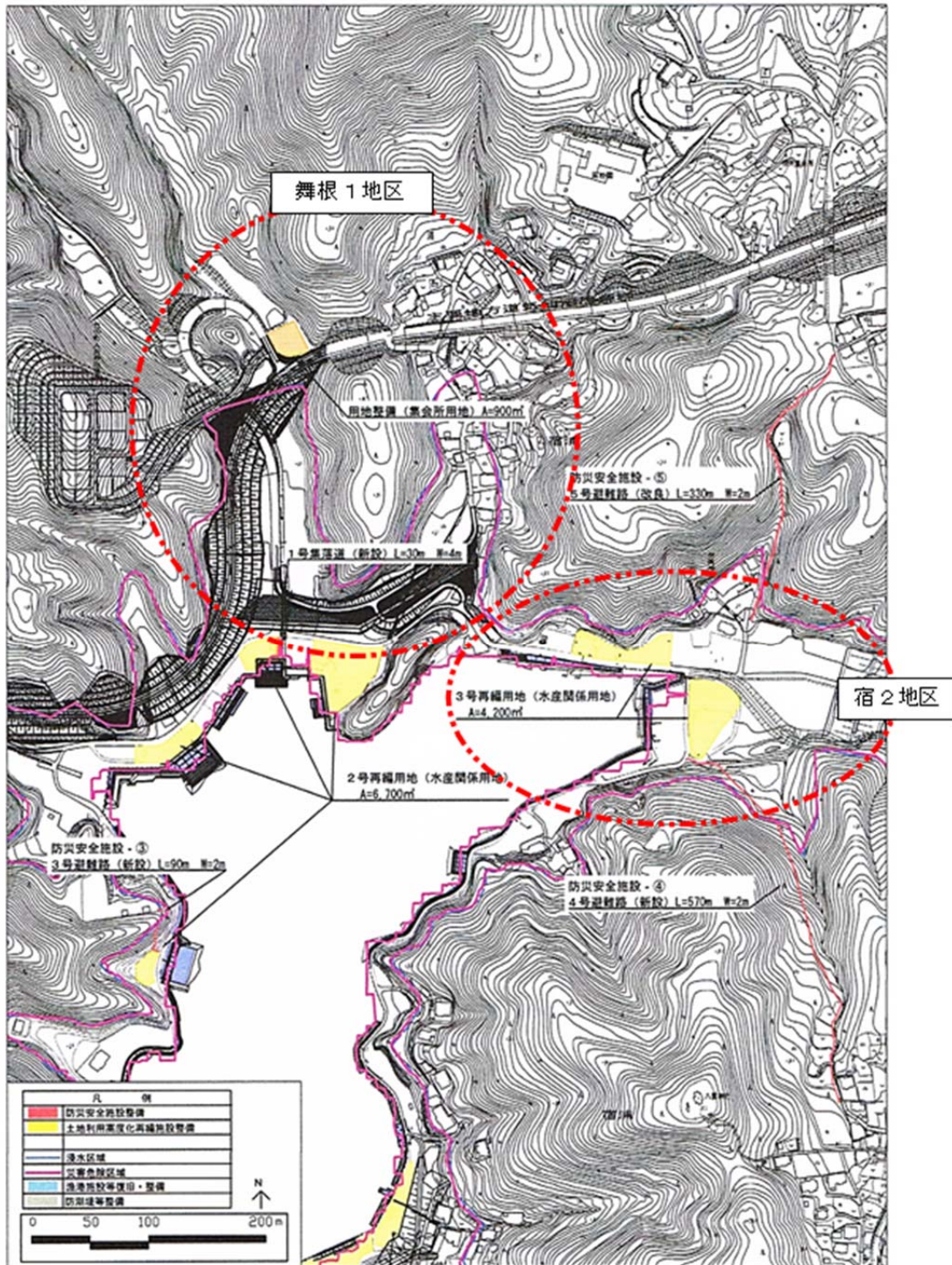


資料—Google earth

参考図 1-3-1 宿舞根地区海岸・集落の概要と類型

宿舞根地区の復興まちづくり計画は、住まいの復興については、防集高台移転と移転跡地に関する漁集事業の組み合わせで実施されています。防潮堤については、背後に守るべきものがある海岸線に選択的に整備する計画になっています。

宿舞根地区の復興まちづくり計画の概要は、次図(参考図 1-3-2)に示すとおりです。



参考図 1-3-2 宿舞根地区漁業集落防災機能強化事業基本計画図

## ■漁村復興まちづくりと防潮堤計画の関係 (市全体の認識)

### 1) 復興まちづくりのスタンス(市全体の認識)

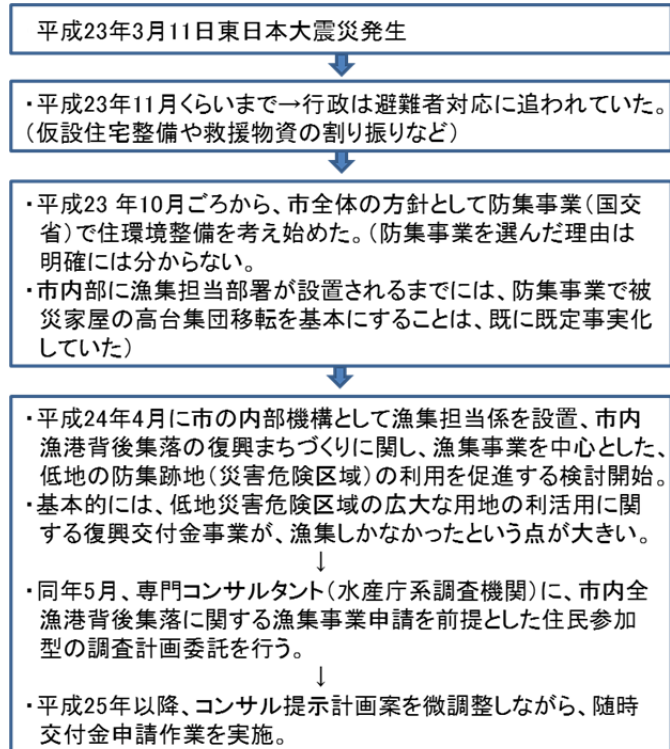
気仙沼市は、津波により、市沿岸全域に甚大な被害を見ました。平成の広域合併で広い範囲を管轄することになった気仙沼市は、その被災規模と地理的範囲があまりに大きかったため、発災当年の秋までは、市職員の多くは、他被災地と同様、救援物資の適切な配布、仮設住宅整備と割り振りなどに追われたのが実状です。

一方、被災当年 10 月頃から、住環境整備に関して多数の被災漁村全てで、防集事業が議論され、復興事業手法としていち早く選択されました。

従って、気仙沼市の漁村復興まちづくりは、防集高台移転と災害公営住宅に、防集移転跡地（災害危険区域）の利活用のために漁集事業が組み合わされる事業スキームが決定することになります。

漁集事業計画の策定にあたっては、被災翌年の平成 24 年 5 月から市内漁港背後集落を中心に、全漁村を対象に、コンサルタントに住民参加型の計画調査を委託・実施することになりました。なお、各事業計画に先立つ市全体の計画として、復興事業全体の推進のための気仙沼市復興計画はありましたが、個別詳細な計画ではなく、復興の大枠を示したものであり、その後の事業が実施しやすいように、過剰な制約が設定されない反面、個々の膨大な地区計画については、個別に詳細対応しなければなりません。

漁集事業は、主に低地部の水産関係用地の整備に主眼が置かれた計画になりますが、防潮堤計画の配置が時期的にずれたことから、計画内容が決定されるまでには、防潮堤計画の進捗とのやりとりが不可欠でした。



参考図 1-3-3 漁村復興まちづくりに関する行政的経

## 2) 復興まちづくりと防潮堤計画の関係

宿舞根地区の防潮堤整備計画に当たって行政が重視した点は、①防潮堤の天端高、②防潮堤前後の土地利用（つまり、海側の漁港関係土地利用と背後陸側の復興まちづくり上の土地利用との関連）、③漁業への影響、④日常生活への影響でした。

防潮堤計画、整備に関しては、漁村復興まちづくりの議論と同時並行で最優先課題として取り組み、被災翌年の平成 24 年 2 月から同年 8 月にかけて集中的に、行政のみで策定作業が実施されました。

まずは行政主導でつくられた防潮堤計画案は、計画策定後の平成 24 年 8 月末から平成 26 年 2 月頃まで延べ 5 回行われました。地域によって、防潮堤の建設自体に反対する住民もあり、当初予定されていた説明会の回数より、実際の開催回数の方が多くなっています。

その際、①防潮堤自体の計画内容を説明すると同時に、②復興まちづくりに関する土地利用計画や高台移転計画、③防潮堤が漁業や観光・景観・日常生活に与える影響等についても同時に説明がなされていますが、住民説明会の段階では、当然ながら具体的な用地買収関係の話は出されていません。

これらの説明に当たっては、設計図面（平面図・断面図）による説明がなされ、フォトモンタージュやパース、模型などの説明ツールは使われていなかったため、地区によっては、住民の理解が十分ではなく、根強い反対活動につながった例も見られました。

宿舞根地区の防潮堤計画に関しては、当初、一部住民から建設反対の声が上がり、住民と行政間の軋轢がメディア等で取り上げられましたが、防潮堤整備の基本である守るべきものがあるかないかにより整備方針が示され、それほど混乱なく、現計画に落ち着いています。宿舞根（舞根）地区は、防潮堤無しの計画としてマスコミ等で取り上げられましたが、住民から防潮堤無しの要望者が市に出されていたことは事実ですが、元々、防潮堤をつくる計画自体がなかったのが実際のところでは。

防潮堤建設に関しては、多くの議論があり、防潮堤が必要か否か、あるいは、必要な場合の計画内容に関する住民説明会が市全体及び浜毎を対象にそれぞれ開催されていますが、このような誤解や混乱が生じたのは、行政と住民の間の共通認識や相互理解の不足があったのかもしれません。また、被災後の混乱の中、多数の対象地区を対象に限られた人員で説明会に対応しなければならなかった広域合併自治体の苦悩もうかがわれます。

### （住民の動き）

#### ①被災前の住民自治の概要

宿舞根の宿2地区については、元々地元で生まれ育った住人が全体の1/3程度であり、地区外からの移住者が多い地区であったことと、漁業者がほとんどおらず、地域の主産業と呼べるものがなかったため、地区住民が一丸となったコミュニティが形成し難い状況にあったと言われてい

ます。一方、宿舞根の舞根1地区では、漁家率が約2割と比較的高く、伝統的に住民の結びつきが強く、震災以前より自主防災組織の設立が検討されるなど漁村型の共同体的コミュニティが形成され、防災意識の高い集落でした。

#### ②復興まちづくりと防潮堤計画に関する住民関与の総括

事業化を念頭に置いた漁村復興まちづくりの説明会への住民の参加率はいずれの地区も1回目は比較的高かったのですが、2回目以後は徐々に減っていったのが実状でした。

これは、漁集事業、漁港整備、防潮堤整備といった所管が異なる項目ごとに、事業別に説明会が開かれたため、住民は、それぞれの関心の高い事業の説明会を選んで参加するという結果になりました。

つまり、住民にとっては、漁港も防潮堤も高台移転も低地利用計画も全て、復興まちづくりとして一体的に捉えられているのですが、所管毎の説明会は、対応する事業の話しか聞けないため、被災して疲れた住民の足を遠のかせる要因になったのかもしれません。

特に、防潮堤計画については、住民間でも意見の相違があり、多くの計画に関して、今もよりよい計画にするための議論が続いています。

### 参考 1-4 岩手県宮古市田老地区【IV型：内湾性幅広湾（湾奥）タイプ】

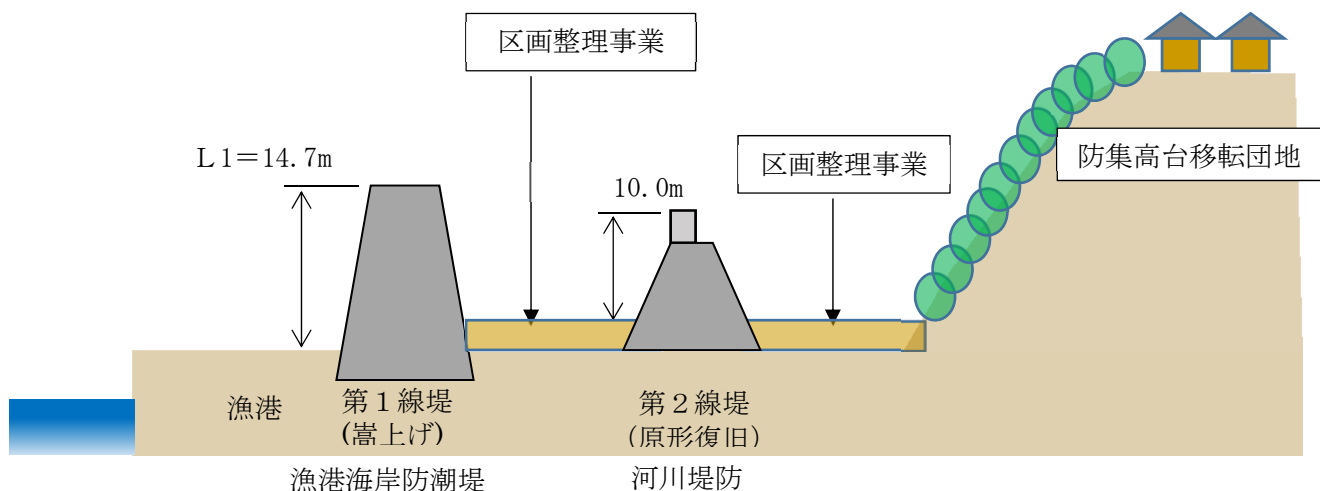
東日本大震災の津波は、X字型の万里の長城とも称された岩手県宮古市田老地区の防潮堤（1線堤及び2線堤(T.P.+10.0m)）を越え、田老地区の堤内住宅地に甚大な被害を与えました。2線堤は、破堤など壊滅的な被災は免れましたが、施設全体が広域地盤沈下によって約80~100cm沈下するなどの被害を受けました。本地域では、「岩手県津波技術専門委員会」での審議を経て、漁港海岸では新計画堤防高をT.P.+14.7mとして第一線堤(水産庁)を新規に嵩上げし、第二線堤はT.P.+10.0mで原形復旧（嵩上げ）することとして整備が進められています。

下図に示すように、津波に流された家屋の再建には、防集高台移転が選択され、防潮堤背後は、区画整理事業(一部漁集事業)が導入されています。ただし、漁港施設内及び区画整理地区の土地利用が完全に決まった訳ではなく、漁港と離れた高台移転地に居住する漁業者等の漁港利用利便性の低下等まだ解決すべき課題は多いのが実状です。当地域は、明治三陸、昭和三陸津波被害の歴史を経て、長大な防潮堤が整備され、住宅地も想定上安全とされる地域に指定されていましたが、人口、漁獲量(金額)共に右肩上がりの時代に、危険な区域にも漁家が展開した歴史があります。

今次津波は、漁業の縮小、漁業者始め地域人口の減少高齢化等右肩下がりの社会経済条件下で発生したことから、居住地は漁港を見下ろす高台移転地に整備されましたが、移転跡地(低地部)面積も広大で、区画整理(一部漁集事業)が導入され用地の活用が期待されています。



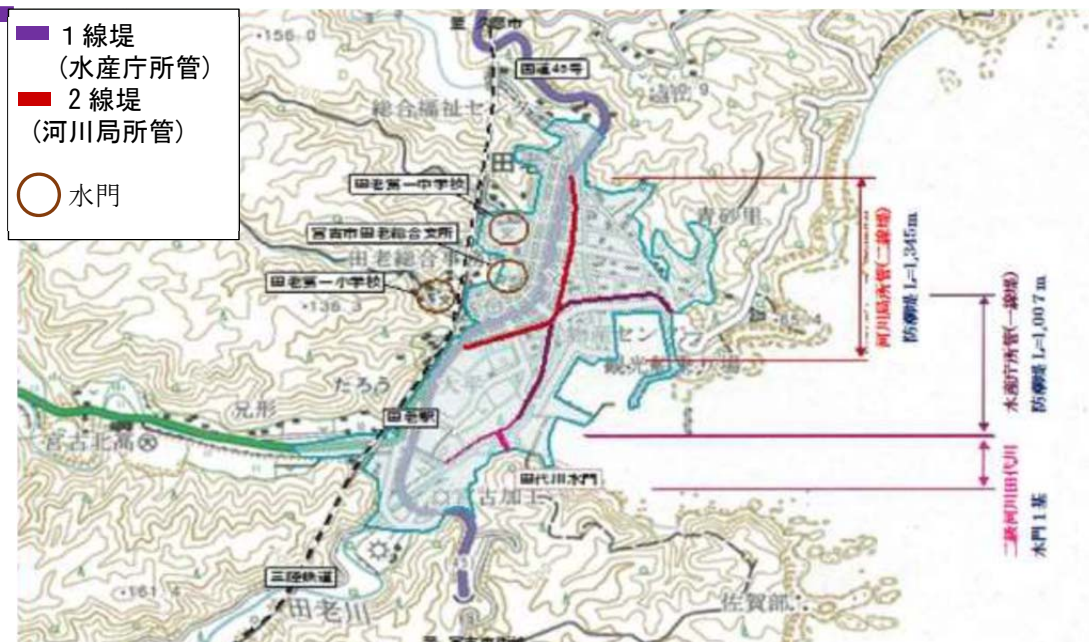
参考図 1-4-1 宿舞根地区海岸・集落の概要と類型



参考図 1-4-2 防潮堤と背後の復興まちづくりイメージ（田老地区）

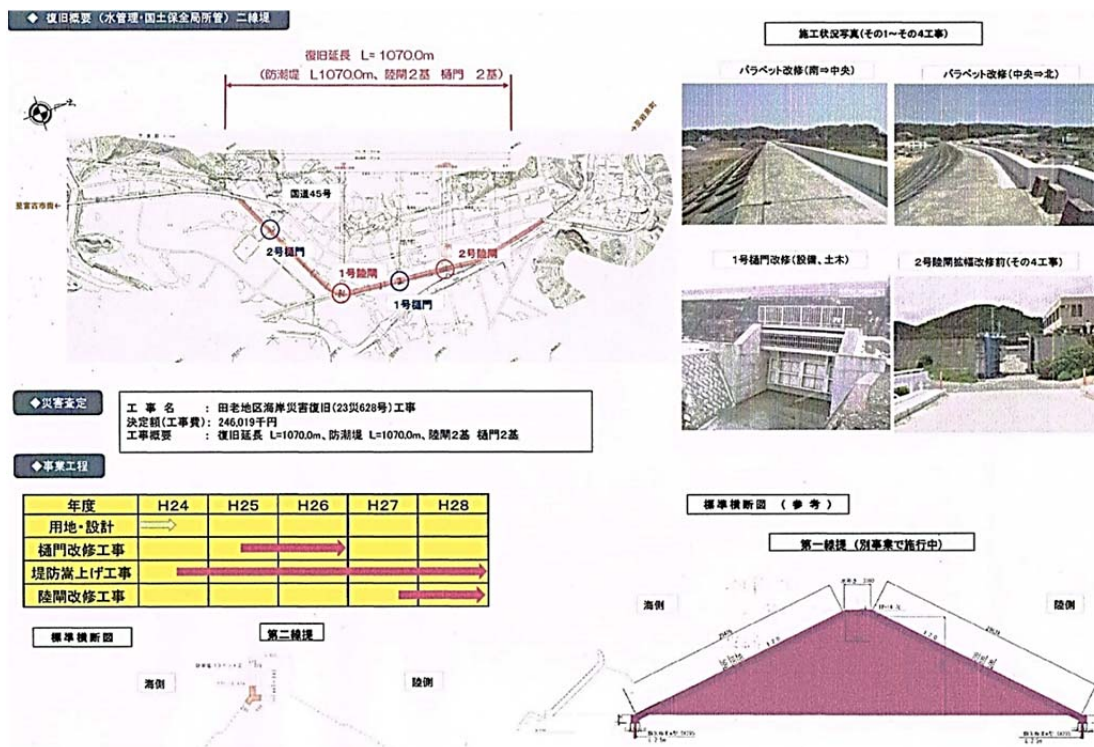
津波高さは痕跡で最大 T.P.+16.3m（岩手県調査）であったことが確認されており、平成 23 年 7 月 8 日付の海岸関係省庁通知に基づき、以下の手順で計画堤防高が決定されています。

- ①過去に発生した津波の中から設計対象波を選定。
- ②せり上がりを考慮した津波の水位を算出し、設計津波の水位を算定。
- ③余裕高 1.0m を加えた高さを新計画堤防高さとして設定。



資料一宮古市

参考図 1-4-2 田老地区海岸復旧整備計画の概要



資料一宮古市

参考図 1-4-3 田老地区海岸災害復旧工事 事業概要

## ■漁村復興まちづくりと防潮堤計画の関係（市全体の認識）

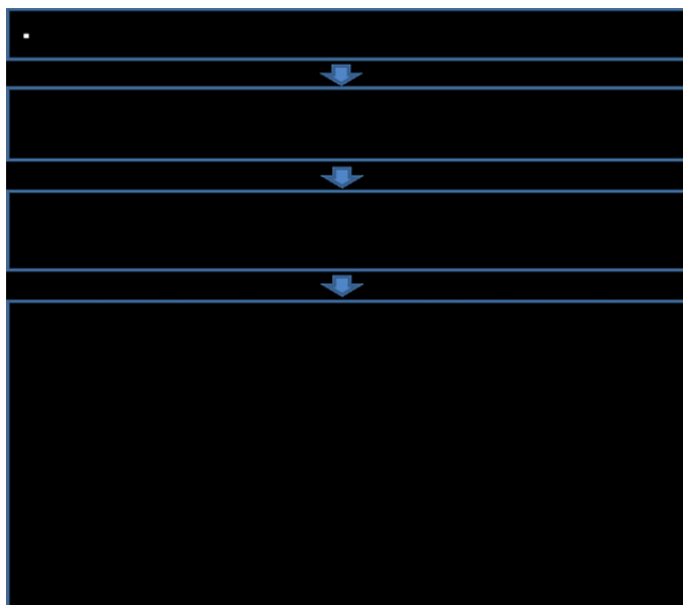
### 1) 復興まちづくりのスタンス(市全体の認識)

発災時から年内の7月くらいまでは、全ての職員が避難民や避難所対応に追われていましたが、同時に都市計画所管課による「復興まちづくり計画」の検討会に着手し、同年10月下旬には、検討会開催回数4回を経て、復興まちづくり計画が策定されました。市は、翌平成24年2月に、県に「復興まちづくり計画」を提出しています。

職員総出で、地区毎に実状に応じたきめ細かな検討を加え、防集事業、漁集事業、土地区画整備事業の選択作業(被災戸数40戸未満と100戸以上で分類)を進めました。つまり、40戸未満の地区は市職員が個別対応し、100戸以上の地区については住民が行政とのカウンターパート組織をつくり、意向調査や計画づくりに対応する方法がとられました。その結果、平成24年度内には、全ての地区の意向を行政が把握することができました。

田老地区については、規模の大きな集落であったため、住民自治組織と行政との間で意向調査や意見交換が実施され、復興まちづくり計画づくりが行われました。その結果、①高台居住を選択する人は防集事業、地元（低地）に残りたい人は区画整備事業で対応、②漁業だけでなく商業も栄えていたため跡地利活用と防集事業選択、③低地の有効利用のため漁集事業を組み合わせる複合的な事業による復興まちづくりを目指すこととなります。

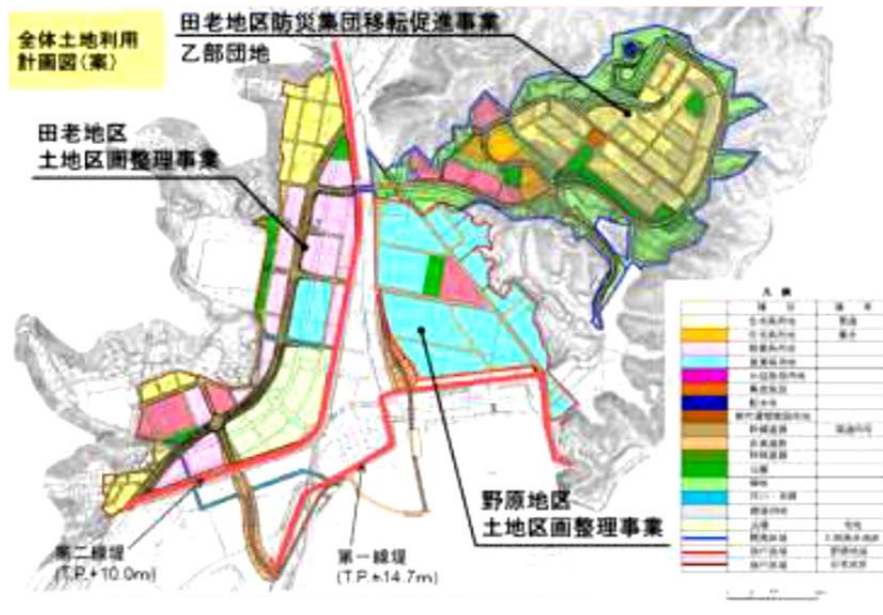
東日本大震災により、市の行政担当者が1人も亡くならなかったことは不幸中の幸いで、地元を理解し、復興計画実務ができる職員が残っていました。このことが、広範にきめ細かな住民対応をする上で大きな原動力になりました。なお、被災1年目は、復興まちづくりの全体像を描く観点から、都市計画課がすべての事業を統括担当し、2年目からは担当がそれぞれの事業所管課（部署）に分かれることになった点も計画・事業化プロセスとして重要です。



参考図 1-4-4 復興まちづくりの行政的経緯

項目等	事業主体	箇所名等	事業概要
土地区画 整理事業	市	田老地区	区域面積=19.0ha
	市	嶽ヶ崎・光岸地区	区域面積=23.8ha
防災集団 移転事業	市	田老地区	対象=285戸(災害公営舎)
	市	崎山地区(大付)	対象=30戸(災害公営舎)
	市	高浜・金浜地区	対象=58戸(災害公営舎)
	市	法之脇地区(津軽石)	対象=12戸
	市	赤前地区	対象=56戸
津波復興 拠点事業	市	津軽石地区	区域面積=1.2ha
	市	中心市街地地区	区域面積=1.2ha
	市	撰待地区	対象戸数=3戸
	市	小堀内地区	対象戸数=2戸
漁業集落 防災機能 強化事業	市	浦の沢・追切地区	対象戸数=2戸
	市	音部地区	対象戸数=3戸
	市	重茂地区	対象戸数=20戸(災害公営舎)
	市	千鷲地区	対象戸数=3戸
	市	女遊戸地区	集落道他
	市	石浜地区	対象戸数=2戸
	市	田老野原地区	集落道、用地造成

参考図 1-4-5 地区復興事業方針



資料一宮古市

参考図 1-4-6 田老地区（野原地区）の復興まちづくり計画の検討

## 2) 復興まちづくりと防潮堤計画の関係

田老地区の防潮堤整備計画に当たって行政が重視した点は、①防潮堤の天端高、②防潮堤前後の土地利用（つまり、海側の漁港関係土地利用と背後陸側の復興まちづくり上の土地利用との関連）、③漁業への影響、④日常生活への影響でした。

防潮堤計画、整備に関しては、最優先課題として取り組まれ、被災直後から平成 25 年 9 月にかけての 2 年半にわたり、住民説明用の計画が立案されました。なお、計画立案に際しては、住民代表者からの意見聴取を 7 回、有識者からの意見聴取を 3 回と、行政単独ではない計画策定体制がとられました。

住民代表からの意見聴取は、住民説明会と同時並行で進められ、住民説明用の計画立案期間は、住民への説明や意見交換の時間とダブっており、このような作業が延べ 11 回に及んでいます。

その際、①防潮堤自体の計画内容を説明すると同時に、②復興まちづくりに関する土地利用計画や高台移転計画や、③用地買収に加え、④防潮堤が漁業や観光・景観・日常生活に与える影響等についても同時に説明がなされています。

これらの説明に当たっては、設計図面（平面図・断面図）の他に、フォトモンタージュやパース等も説明ツールとして活用されました。

このような説明と意見交換、合意形成のプロセスを経て、地元住民及び学識経験者等から、1 線堤と 2 線堤を切り離れた法線とする旨の要望が出されたことを踏まえ、県が津波シミュレーションを行い現在の防潮堤計画が決定しています。

地元自治会が主体となり、地区ごとのまちづくり計画等を説明したことや、関係する漁協との意見交換等を行ったことに加え、津波常襲地帯に住む住民の防潮堤に関する拒否反応は少なく、住民からの意見・要望等が比較的少ない結果となったようです。

一方、今後の重要な課題として、膨大な低地部の利用が必ずしも確定していない点が挙げられま

す。堤外の私有地の利用については所有者など民間に任せる予定ですが、低平地の土地利用の全体像は今のところ確定している訳ではありません。

その他、市内白浜地区では、他地区に比べて防潮堤高が低い選択となりました。これは、漁集事業により防潮堤以外の他の計画も立てられましたが、住民の意向により、防潮堤建設が選択されると同時に計画内容の変更がなされたという結果です。同じく市内桑崎地区では、住民の一部による、防潮堤整備(高さ、位置等)反対運動が起こっており、計画決定に向けて合意形成作業が現在進行形で進められています。なお、市内藤の川地区は、海水浴場が立地しているため、住民の間から防潮堤建設に関し、改良意見がでたため、行政として意見を尊重しつつ対応しています。

行政の技術担当者が津波で1人も亡くならなかったため、地元を理解して、復興計画作業ができる職員が残っていたことがスムーズな計画策定と事業決定にとって大きかった点が特筆されます。このことは、被災後の人材確保の課題を浮き上がらせています。

### (住民の動き)

#### ①被災前の住民自治の概要

田老地区は、漁業・水産業を基幹産業としていた合併前の旧田老町の中心地で、集落人口は3千人弱を数える比較的規模の大きい地区であり、自治会は複数立地していました。集落規模の大ききの割には、伝統的に漁業依存度の高い集落であったことから、共同体意識は強く、津波防災対策を含めたまちづくりに関する住民自治組織が既に成立していました。このことが、復興計画や防潮堤計画の住民参加を比較的容易にした面もあります。

#### ②復興まちづくりと防潮堤計画に関する住民関与

田老地区は、従来から漁村共同体を母体とした住民自治組織がしっかり機能していたため、行政のカウンターパートになり得ることができました。また、専門的知見が必要な防潮堤計画に当たっては、住民側に住民以外の有識者(津波専門の大学教授)がアドバイザーとして参加したことが、有効に機能しました。

田老地区は、規模が大きく、市の住民意向把握手法のメルクマールであった100戸以上集落に該当したため、構成する自治会代表が住民意向を集約し、漁村復興まちづくり計画と連動した防潮堤計画に関する行政のカウンターパートになりました。しかも、自治会代表会議は、地区の代表者に出てもらった会議を頻繁に開催し、意見を集約していく方法をとりました。

行政と住民代表による、復興まちづくりを含めた防潮堤整備計画に関する意見交換と説明会は、被災当年の平成23年9月から翌24年9月までの1年間に延べ11回にも及び、最終的には住民も納得する内容の防潮堤計画に落ち着くこととなります。

## 参考資料-2 有識者招へい・派遣の方法（既往の主要な人材派遣事業）

本論でも述べたとおり、住民参加型の海岸保全施設（津波対策）の計画をスムーズに進めていくために、対象地区の管理者及び関係住民グループだけでは、専門知識や知見に不安があったり、複雑な住民間の利害調整を経て一定の合意形成に到達するためには、コーディネート役を担う外部有識者の招聘が有効な場合があります。

ここでは、現時点で各省庁が所管している主な人材派遣制度の概要を紹介しますが、実際に、このような支援制度を活用する場合は、最新の情報を確認して下さい。

### 参考資料 2-1 地域活性化伝道師（内閣府地方創生推進事務局）

「地域活性化伝道師」派遣制度とは、地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行うものである。

#### （活用方法）

- ①各自治体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- ②地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

#### （伝道師の専門分野）

- ・観光・交流、地域産業・イノベーション・農商工連携、まちづくり、地域コミュニティ・集落再生、地域交通・情報通信、医療、福祉・介護・教育、環境、農・林・水産業

### 地域活性化伝道師について

内閣府地方創生推進事務局

#### 事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

#### 地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数：350名（平成28年4月1日現在）

※推進室HP（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html>）において公開

分野別登録数（重複を含む）

1. 地域産業・イノベーション・農商工連携	2. 農・林・水産業	3. 観光・交流	4. 環境	5. まちづくり	6. 地域コミュニティ・集落再生	7. 地域医療、福祉・介護、教育	8. 地域交通・情報通信
121人	56人	114人	34人	139人	78人	23人	14人

○平成27年度実績：地域活性化伝道師18名を全国21地域に派遣

○活用方法：①各自治体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。  
②地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

#### モデル地域における指導内容イメージ

##### ①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



##### ②取組の実施段階

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



##### ③取組の事業化段階

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



##### ④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

参考 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html>

## 参考資料 2-2 地域人材ネット（総務省）

総務省では、先進市町村で活躍している職員や民間専門家を広く知らせるため、地域人材ネットとしてデータベースに登録しています。HP上で登録された方々の名前をクリックすると、その方の経歴や取組などを掲載しているページにジャンプするしくみになっています。

### （地域力創造のための外部専門家の活用に対する財政支援）

市町村が、地域力創造のための外部専門家（「地域人材ネット」登録者、通称「地域力創造アドバイザー」）を招へいし、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を、特別交付税の算定対象としていることが特徴です。

## 「外部専門家(アドバイザー)」制度について

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援



### 外部専門家の紹介

#### ○地域人材ネット

地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を「外部専門家(地域力創造アドバイザー)」としてデータベース(地域人材ネット)に登録。平成28年8月18日現在、民間専門家(305名)、先進市町村で活躍している職員(24名(組織を含む))に登録。(計329名)  
(<http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>)

### 外部専門家招へい事業(特交措置、26年度)

市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいし、地域活性化の取組を実施する場合、取組に要する経費に対し特別交付税措置。

【対象経費】外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者(※2)に対する旅費・謝金(報償費)(※3)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限る。)

【上限額等】財政力指数等により以下に示す額を上限額とし、1~3年間を活用期間とする。なお、当面、1市町村につき1回に限る。

※1 日帰りの場合は1回あたり6時間程度を確保すること。

※2 地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者

※3 先進自治体職員の場合、旅費のみを対象とする。

外部専門家活用区分	財政力指数全国平均(H22~24=0.49)	1市町村当たり上限額(千円)		
		初年度	第2年度	第3年度
民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100
	平均超の市町村	2,800	1,750	1,050
先進自治体職員(組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900
	平均超の市町村	1,200	750	450

拡充

外部専門家招へいにより、地方への新しい人の流れをつくることを支援するため27年度から財政措置を拡充

- ・1市町村の上限額を初年度と同額に引き上げて拡充。
- ・対象地域については、定住自立圏を実施する自治体、条件不利地域を有する自治体に限定。

外部専門家活用区分	1市町村当たり上限額(千円) ※1, 2		
	初年度	第2年度	第3年度
民間専門家等活用	5,600		
先進自治体職員(組織)活用	2,400		

※4 算定にあたっては財政力補正を用いる。

(財政力補正は、各自治体の財政担当課に御確認下さい)

※5 26年度対象自治体については経過措置を適用する。

参考 <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/>

## 参考資料 2-3 農山漁村活性化支援人材バンク（農水省 農山漁村振興交付金事業）

「農山漁村活性化人材支援バンク」では、農山漁村の活性化に取り組む地域の方々に、専門的な知見を有する専門家を紹介している。「農山漁村活性化支援人材バンク」事務局は、農水省の農山漁村振興交付金事業として、民間企業(株式会社 NTT データ経営研究所)内に置かれています。

### （活用方法）

1回の講演から、長期的な支援まで、現地のニーズに合わせて最適な専門家を推薦するシステムである。事務局HPに、専門家の一覧表が掲載されており、そこからの閲覧も可能であるが、事務局に直接問合せれば、事務局コーディネータが地域のニーズに合わせて、最適な専門家を推薦す

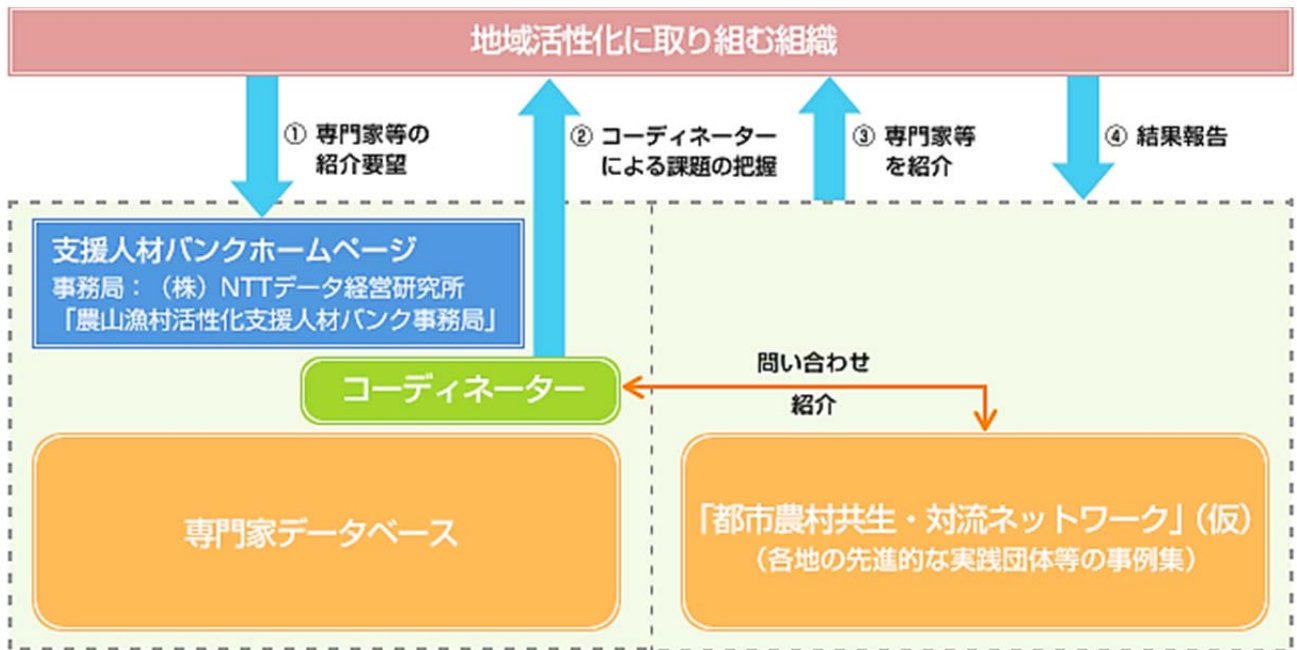
る方法をとっています。

- ・ 紹介後の専門家への報酬・交通費等は地域での負担となる

(「農山漁村活性化支援人材バンク」専門家の専門分野)

- ・ 特産品開発、地域ブランド創出、交流型観光、環境、景観、地域福祉、防災、ICT、集落運営、栽培支援等

### 農山漁村活性化人材支援バンクについて



参考 <http://www.keieiken.co.jp/nousonjb/>

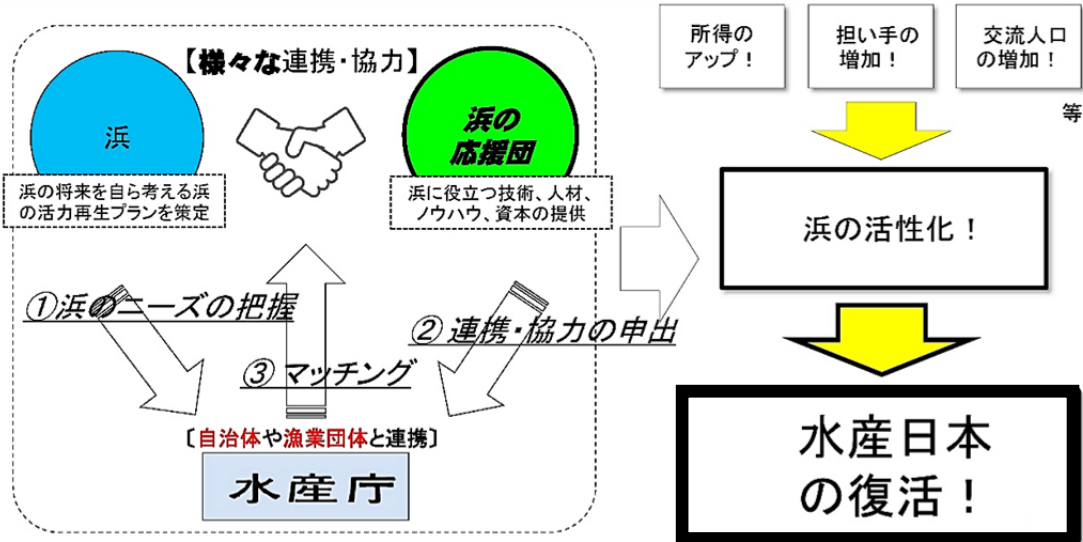
### 参考資料 2-4 浜の応援団（水産庁）

水産庁では、水産日本の復活に主体的に取り組む漁業界を後押ししようという幅広い方々に「浜の応援団」となっていただき、水産庁が橋渡し役になって「浜の応援団」(員)と、後押しを望む「浜」とをマッチングしていくプロジェクトを立ち上げました。

浜を活性化させ、ひいては、水産日本の復活を実現させていくためには、従来の発想を超えた大胆な取組が必要であり、そのためには漁業界のみならず、広く技術や人材などを求めている「浜」が存在しています。そのような認識に立って、こうした水産日本の復活に主体的に取り組む漁業界と連携・協力し、後押ししようという幅広い方々の「浜の応援団」を募り、水産庁が橋渡し役となって、後押しを望む「浜」とを、マッチングしていく『プロジェクト！「浜の応援団」』を立ち上げたのです。

# 水産日本の復活に向けて —プロジェクト！「浜の応援団」—

- 再び浜を活性化させ、ひいては、水産日本の復活を実現させていくためには、従来の発想を超えた大胆な取組が必要。
- そのため、漁業界のみならず、広く、技術や人材、ノウハウ等をお借りしたいという浜が存在。
- こうした水産日本の復活に取り組む漁業界と連携・協力し、後押ししていただける方々、それが「浜の応援団」。
- 両者のニーズを踏まえながら、水産庁が橋渡し役になり、マッチング。



## 「浜の応援団」との連携・協力のイメージ例



参考 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/hamanoouen.html>